

# 重度訪問介護の現状等について

---

# (1) 訪問系サービスの概要

# 訪問系サービス概要 (平成25年4月より、対象者に難病患者等も含む)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児 (身体障害、知的障害、精神障害)</li> <li>・障害程度区分1以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者 (重度の肢体不自由者)</li> <li>・以下のいずれにも該当               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害程度区分4以上</li> <li>② 二肢以上に麻痺等</li> <li>③ 障害程度区分調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児 (重度の視覚障害)</li> </ul> <p>【身体介護なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護アセスメント票の基準を満たす者</li> </ul> <p>【身体介護あり】</p> <p>上記に加えて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害程度区分2以上</li> <li>② 障害程度区分調査項目のうち、「歩行」「移動」「移乗」「排尿」「排便」のいずれか「できる」以外</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児 (重度の知的障害、精神障害)</li> <li>・以下のいずれにも該当               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 区分3以上</li> <li>② 認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)の合計点数が8点以上であること</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児 (最重度の身体障害、知的障害、精神障害)</li> <li>・障害程度区分6であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって以下のいずれかに該当               <ul style="list-style-type: none"> <li>・四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態である者のうち、Ⅰ又はⅡ類型に該当する者                   <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅰ類型 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(ALS、筋ジス等)</li> <li>Ⅱ類型 最重度の知的障害のある者(重症心身障害等)</li> </ul> </li> <li>・Ⅲ類型 障害程度区分行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者(行動障害等)</li> </ul> </li> </ul>
支援の範囲	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴、排せつ及び食事等の介護</li> <li>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</li> <li>○ 生活等に関する相談及び助言</li> <li>○ その他生活全般にわたる援助</li> </ul>	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴、排せつ及び食事等の介護</li> <li>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</li> <li>○ その他生活全般にわたる援助</li> </ul> <p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動中の介護</li> </ul> <p>※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。</p>	<p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動に必要な情報の提供</li> <li>○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護</li> <li>○ その他外出時に必要な援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護</li> <li>○ 外出時における移動中の介護</li> <li>○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など</li> <li>○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供</li> </ul>



# 各サービスの現状

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害程度区分1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者（区分4以上+二肢以上麻痺+ADL項目要件いずれも「できる」以外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの（区分3以上+行動関連項目8点以上）</li> </ul>
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体介護、家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助</li> <li>基本的には短時間の集中的な利用を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供</li> <li>比較的長時間の利用を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供</li> <li>主に日中の利用を想定</li> </ul>
報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,663単位（7.5時間以上8時間未満）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,403単位（15%加算：1,618単位）（7.5時間以上8時間未満）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,487単位（7.5時間以上）</li> </ul>
利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>138,390人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9,262人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7,125人</li> </ul>
事業所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>17,148箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5,929箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,211箇所</li> </ul>
1人当たり平均利用時間（月間）	区分1：9.4h 区分2：12.1h 区分3：17.0h 区分4：23.9h 区分5：32.5h 区分6：37.9h	区分4：91.8h 区分5：123.1h 区分6：201.7h	区分3：15.9h 区分4：20.6h 区分5：21.2h 区分6：23.3h
1人当たり平均費用額（月間）	区分1：23,470円 区分2：32,916円 区分3：53,057円 区分4：91,639円 区分5：153,621円 区分6：205,928円	区分4：221,945円 区分5：304,326円 区分6：570,867円	区分3：64,598円 区分4：87,678円 区分5：92,086円 区分6：109,443円

※難病については、政令に定める疾患であって、上記要件を満たす者については対象となる。  
 ※利用者数、事業所数、利用時間、費用額は平成25年3月時点の国保連データによる。

# 各サービスの人員配置基準

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護
サービス提供責任者	<p>常勤ヘルパーのうち1名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士、実務者研修修了者</li> <li>居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者 等</li> </ul>	<p>常勤ヘルパーのうち1名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって、3年以上の実務経験がある者 等</li> </ul>	<p>常勤ヘルパーのうち1名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者 等</li> <li>行動援護従業者養成研修修了者 + 5年以上の直接処遇経験（知的・精神障害者等） ※行動援護従業者養成研修修了者は3年の直接処遇経験（平成27年3月までの経過措置）</li> </ul>
従事者	<p>常勤換算2.5人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等</li> <li>実務経験：なし</li> </ul>	<p>常勤換算2.5人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者</li> <li>実務経験：なし</li> </ul>	<p>常勤換算2.5人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等</li> <li>行動援護従業者養成研修修了者 + 2年以上の直接処遇経験（知的・精神障害者等） ※行動援護従業者養成研修修了者は1年以上の直接処遇経験</li> </ul>
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間数：130時間</li> <li>介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療との連携、コミュニケーション技術、障害の理解、認知症・行動障害の理解、生活支援技術など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間数：基礎過程10時間（基礎過程を修了すれば従事可能）、応用課程10時間、統合過程20.5時間</li> <li>介護技術、コミュニケーション技術、医療的ケア、喀痰吸引等に関する演習など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間数：20時間</li> <li>障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術など</li> </ul>

# 居宅介護等従業者養成研修のカリキュラム

実務者研修		
区分	科目名	時間数
	人間の尊厳と自立	5
	社会の理解Ⅰ	5
	社会の理解Ⅱ	30
	介護の基本Ⅰ	10
	介護の基本Ⅱ	20
	コミュニケーション技術	20
	生活支援技術Ⅰ	20
	生活支援技術Ⅱ	30
	介護課程Ⅰ	20
	介護課程Ⅱ	25
	介護課程Ⅲ(スクーリング)	45
	発達と老化の理解Ⅰ	10
	発達と老化の理解Ⅱ	20
	認知症の理解Ⅰ	10
	認知症の理解Ⅱ	20
	障害の理解Ⅰ	10
	障害の理解Ⅱ	20
	こころとからだのしくみⅠ	20
	こころとからだのしくみⅡ	60
	医療的ケア	50
	合計	450

居宅介護職員初任者研修		
区分	科目名	時間数
講義 及び 演習	職務の理解	6
	介護における尊厳の保持・自立支援	9
	介護の基本	6
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9
	介護におけるコミュニケーション技術	6
	障害の理解	6
	認知症・行動障害の理解	6
	老化の理解	3
	こころとからだのしくみと生活支援技術	75
	振り返り	4
	合計	130
<b>実務経験</b>		
なし		
※サービス提供責任者 ・介護福祉士、実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者		
※サービス提供責任者 次の①又は②の要件を満たすものであって③の要件を満たすもの ①介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者 ②移動支援事業に3年以上従事した者		

同行援護従業者養成研修			
一般課程			
区分	科目名	時間数	
講義	視覚障害者(児)福祉サービス	1	
	同行援護の制度と従業者の業務	2	
	障害・疾病の理解①	2	
	障害者(児)の心理①	1	
	情報交換と情報提供	2	
	代読・代筆の基礎知識	2	
	同行援護の基礎知識	2	
	演習	基本技能	4
		応用技能	4
		計	20
<b>応用課程</b>			
区分	科目名	時間数	
講義	障害・疾病の理解②	1	
	障害者(児)の心理②	1	
演習	場面別基本技能	3	
	場面別応用技能	3	
	交通機関の利用	4	
	計	12	
	合計	32	
<b>実務経験</b>			
なし			

行動援護従業者養成研修		
区分	科目名	時間数
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	2
	行動援護利用者の障害特性及び障害理解に関する講義	2
	行動援護の技術に関する講義	2
	行動援護の事例の検討に関する演習	4
演習	行動援護の支援技術に関する演習	3
	行動援護の事例分析に関する演習	4
	行動援護の事例分析の検討に関する演習	3
	合計	20
<b>実務経験</b>		
2年以上の直接処遇経験 ※行動援護従業者養成研修修了者は1年		
※サービス提供責任者 ・介護福祉士、実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験があること ・行動援護従業者養成研修修了者 + ・5年以上の直接処遇経験(知的・精神障害者等) ※行動援護従業者養成研修修了者は3年(平成27年3月まで)		

重度訪問介護従業者養成研修		
基礎課程		
区分	科目名	時間数
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5
	外出時の介護技術に関する実習	2
	計	10
<b>追加課程</b>		
区分	科目名	時間数
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
実習	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
	重度の肢体不自由の介護サービス提供現場での実習	3
	計	10
<b>実務経験</b>		
なし		
※サービス提供責任者 ・介護福祉士、実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者		

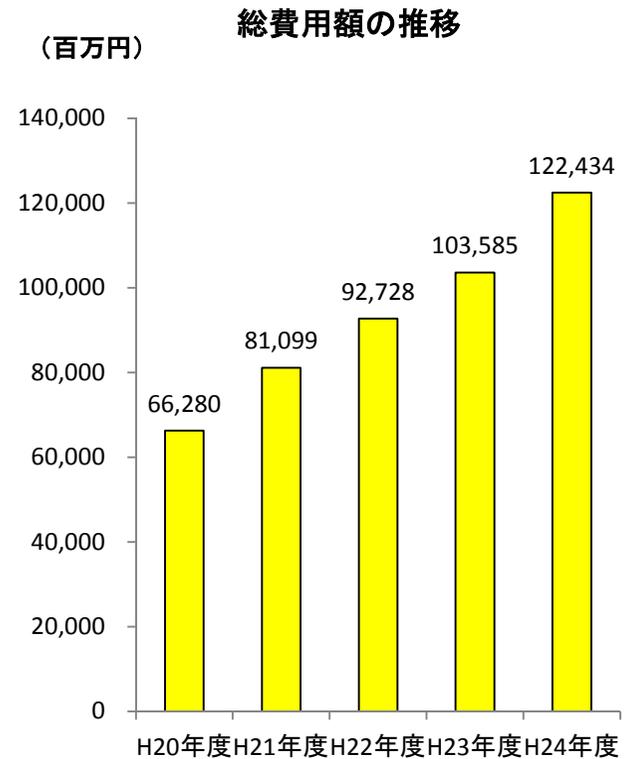
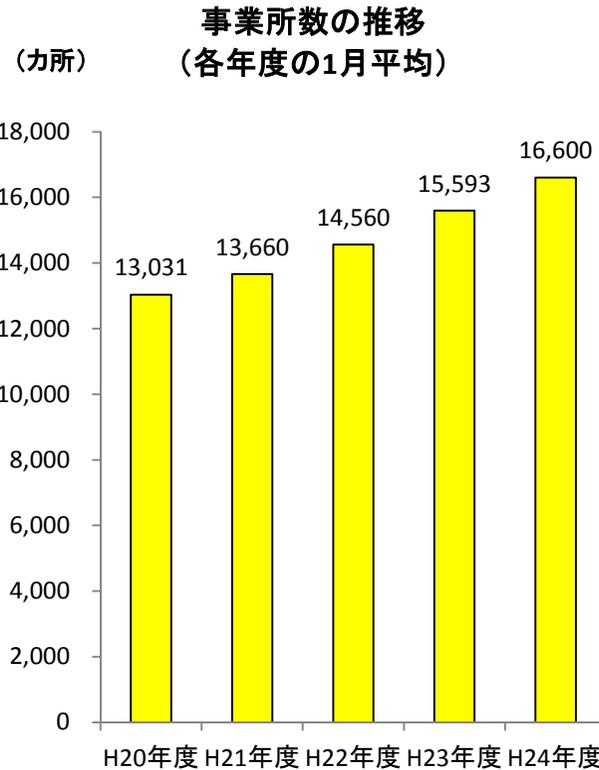
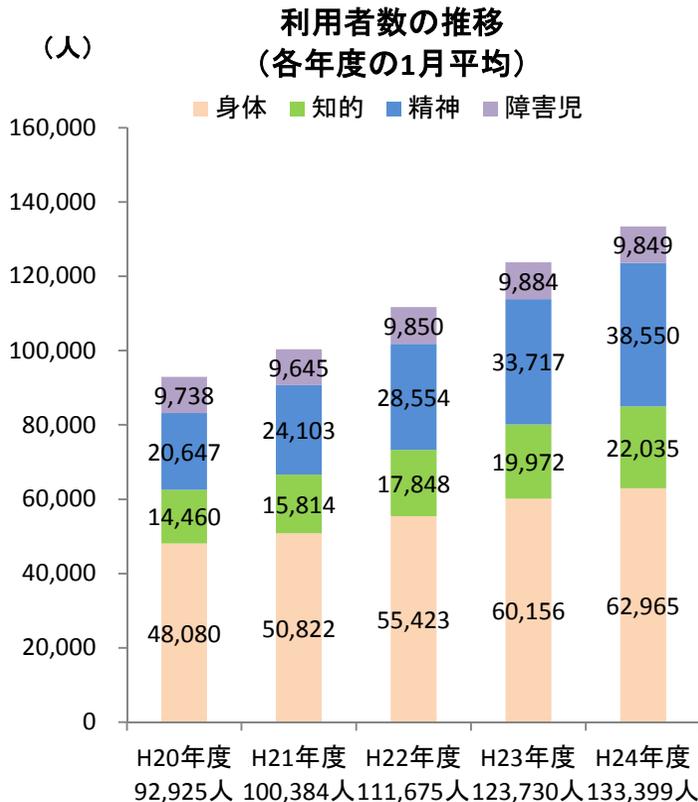
統合課程		
区分	科目名	時間数
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3
演習	喀痰吸引等に関する演習	1
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3
	外出時の介護技術に関する実習	2
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5
	計	20.5
	合計	40.5
<b>実務経験</b>		
なし		
※サービス管理責任者 以下のすべての要件を満たす必要がある ・実務経験年数を満たすこと ・障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年) ・サービス管理責任者研修の修了 ・相談支援従業者初任者研修の修了		
※相談支援専門員 以下のすべての要件を満たす必要がある ・実務経験年数を満たすこと ・障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3~10年) ・相談支援従業者初任者研修の修了		

## (2) 利用者の状況・利用者像

# 居宅介護の現状について

## 【利用状況(20年度～24年度比較)】

- 居宅介護の年平均の増加率は、利用者数が9.5%、事業所数が6.3%、総費用額が16.7%であり、障害種別では精神障害者の利用が特に伸びている。
- 総費用額は、約1,224億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の8.6%を占めている。

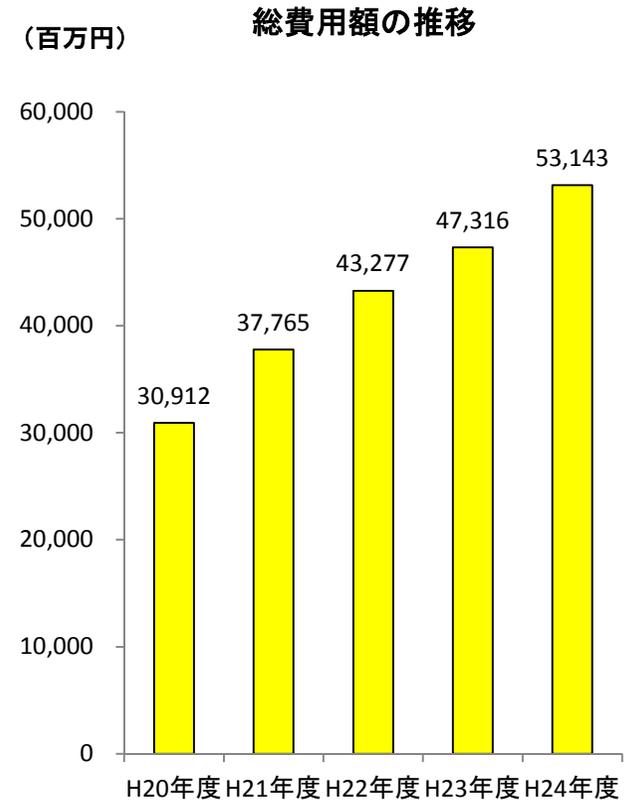
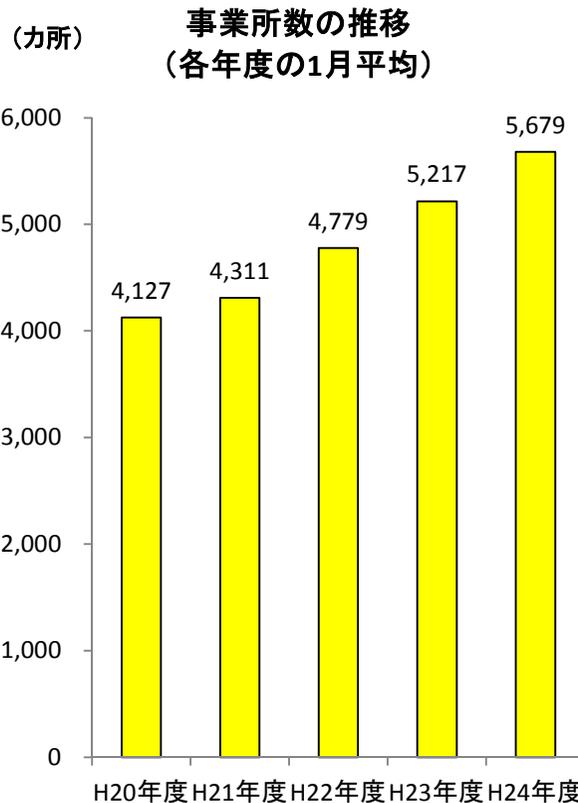
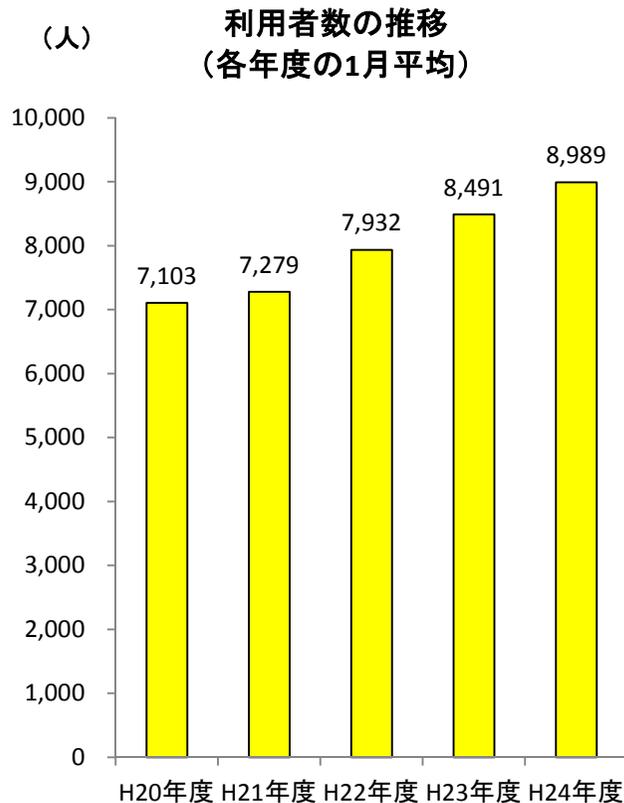


※出所: 国保連データ

# 重度訪問介護の現状について

## 【利用状況(20年度～24年度比較)】

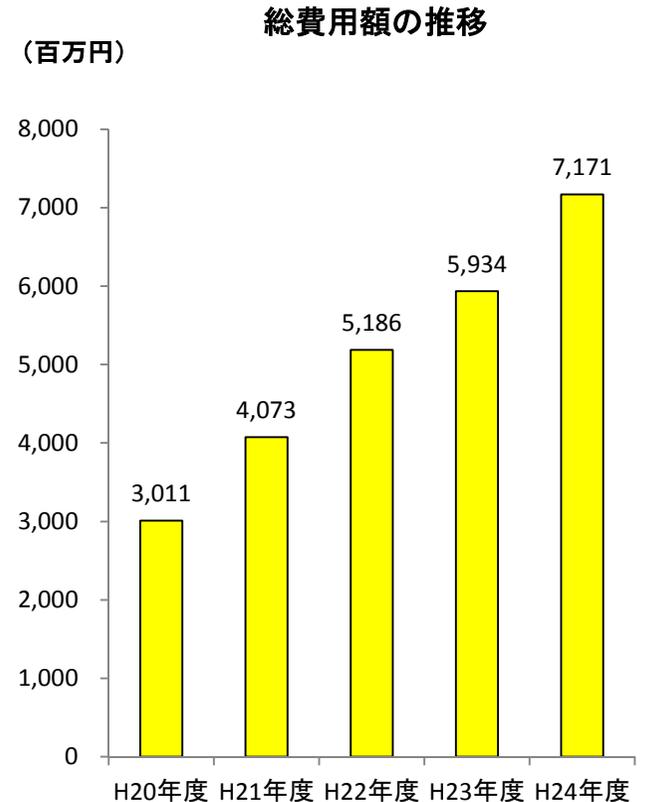
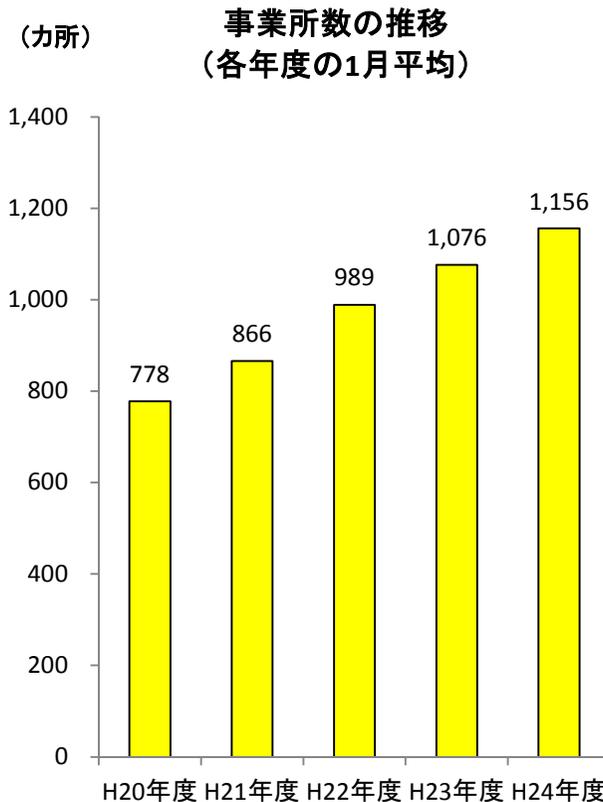
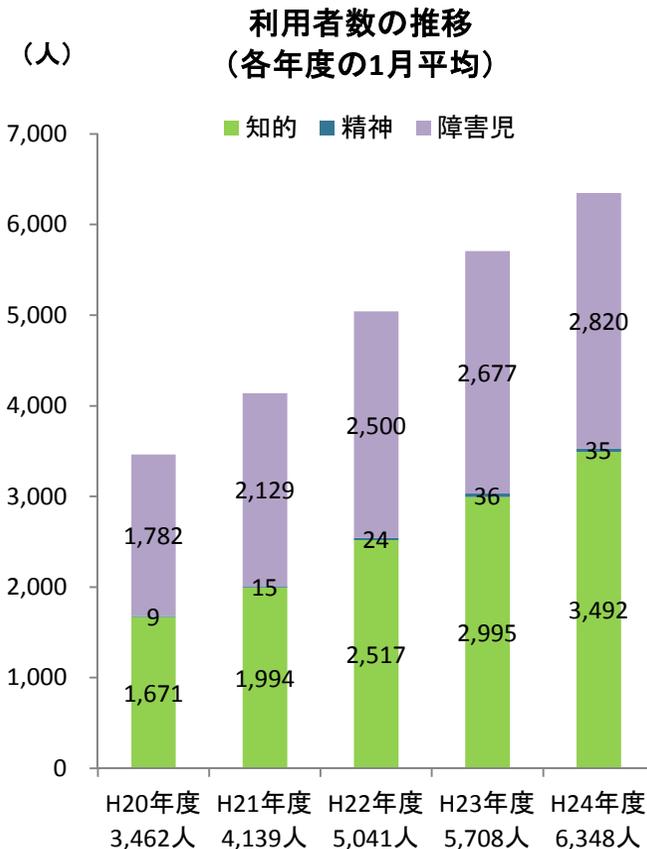
- 重度訪問介護の年平均の増加率は、利用者数が6.1%、事業所数が8.4%、総費用額が14.6%であり、毎年度増加している。
- 総費用額は、約531億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の3.7%を占めている。



# 行動援護の現状について

## 【利用状況(20年度～24年度比較)】

- 行動援護の年平均の増加率は、利用者数が16.5%、事業所数が10.4%、総費用額が24.5%であり、毎年度増加している。
- 総費用額は、約72億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の0.5%を占めている。



※出所: 国保連データ

# 居宅介護・重度訪問介護・行動援護の一人あたりの平均利用時間数の比較

【出典】国保連データ平成25年3月実績

	居宅介護		重度訪問介護	行動援護
	身体介護	家事援助		
区分3	9.9 時間	6.6 時間		15.9 時間
区分4	15.5 時間	7.0 時間	91.8 時間	20.6 時間
区分5	24.5 時間	7.1 時間	123.1 時間	21.2 時間
区分6	33.3 時間	6.4 時間	201.7 時間	23.3 時間
区分なし(者)	9.7 時間	4.8 時間		17.0 時間
障害児	17.7 時間	6.1 時間		22.6 時間

# 居宅介護・重度訪問介護・行動援護の一人あたりの平均費用額の比較

【出典】国保連データ平成25年3月実績

	居宅介護		重度訪問介護	行動援護
	身体介護	家事援助		
区分3	56,487 円	24,219 円		64,598 円
区分4	88,866 円	25,429 円	221,945 円	87,678 円
区分5	145,491 円	24,974 円	304,326 円	92,086 円
区分6	198,322 円	23,153 円	570,867 円	109,443 円
区分なし(者)	71,201 円	14,501 円		81,771 円
障害児	88,026 円	19,596 円		93,273 円

### (3) 重度訪問介護の対象拡大に当たっての論点等

# 重度訪問介護に関するこれまでの提言等

## 社会保障審議会 障害者部会 報告（抜粋）（平成20年12月16日）

（訪問系サービスの在り方）

訪問系サービスは、障害者が地域で暮らしていく上で大切なサービスであり、「行動援護」など新たな類型のサービスの一層の活用を図るとともに、訪問系サービスや様々な支援を組み合わせ、重度の者を含め地域での生活を支えられるよう、重度訪問介護のサービスの確保という観点も踏まえ、その充実を図っていくべきである。

## 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（平成23年8月30日）

### 5. 個別生活支援

【表題】 ①重度訪問介護の発展的継承によるパーソナルアシスタンス制度の創設

【結論】

- パーソナルアシスタンスとは、1) 利用者の主導(支援を受けての主導を含む)による 2) 個別の関係性の下での 3) 包括性と継続性を備えた生活支援である。
- パーソナルアシスタンス制度の創設に向けて、現行の重度訪問介護を充実発展させる。
- 対象者は重度の肢体不自由者に限定せず、障害種別を問わず日常生活全般に常時の支援を要する障害者が利用できるようにする。 また、障害児が必要に応じてパーソナルアシスタンス制度を使えるようにする。
- 重度訪問介護の利用に関して一律にその利用範囲を制限する仕組みをなくす。また、決定された支給量の範囲内であれば、通勤、通学、入院、1日の範囲を越える外出、運転介助にも利用できるようにする。また、制度利用等の支援、見守りも含めた利用者の精神的安定のための配慮等もパーソナルアシスタンスによる支援に加える。
- パーソナルアシスタンスの資格については、従事する者の入り口を幅広く取り、仕事をしながら教育を受ける職場内訓練(OJT)を基本にした研修プログラムとし、実際に障害者の介助に入った実経験時間等を評価するものとする。

# 重度訪問介護の対象拡大に当たっての論点（案）

1. 重度の知的障害者・精神障害者で常時介護を要する者の状態像をどのように考えるか。
2. 上記1の状態の者に対するサービスの在り方をどのように考えるか。
3. 具体的な対象者の要件について、どのような基準とするべきか。
4. 重度の知的障害者・精神障害者に対応する重度訪問介護と、肢体不自由者を対象とする現行の重度訪問介護と、サービス提供事業者の基準を区別するべきか。
5. その他

## (参考) 重度訪問介護の現行基準等

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

平成17年11月7日法律第123号(最終改正:平成24年6月27日)

### 第一章 総則

#### 第5条

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(抄)

平成18年2月28日厚生労働省令第19号(最終改正:平成25年2月15日)

### 第一章 総則

#### 第1条の3

法第5条第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

平成18年9月29日厚生労働省令第171号(最終改正:平成25年3月29日)

## 第二章

### 第二節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第5条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

#### (準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(抄)

平成18年12月6日 障発第1206001号(最終改正:平成25年3月29日)

## 第三

### 1 人員に関する基準

#### (2) サービス提供責任者(基準第5条第2項)

##### ② 資格要件

サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。

##### ア 介護福祉士

イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了した者

ウ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者

エ 居宅介護従業者養成研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第104号)による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第2号に規定する1級課程(以下「1級課程」という。)を修了した者

オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。)の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者(ウ、エに掲げる者を除く。)

なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。

また、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。

(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い

② サービス提供責任者の資格要件

(2)の②のアからオまでのいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。

(7) 指定行動援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、2年換算して認定するものとする。

② サービス提供責任者の資格要件

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、次のいずれの要件も満たすものとする。なお、イに掲げる「従事した経験」については、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて5年に換算して認定するものとする。

ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの又は行動援護従業者養成研修課程(従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程等、当該研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を含む。)を修了した者

イ 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に5年以上従事した経験を有するもの(ただし、平成27年3月31日までの間に限り、行動援護従業者養成研修課程を修了した者にあつては、これらの事業に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。)

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(抄)

平成18年9月29日厚生労働省告示第523号(最終改正:平成25年3月29日)

## 別表 介護給付費等単位数表

### 第2 重度訪問介護

#### 1 重度訪問介護サービス費

##### 注

1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。以下同じ。)以上に該当していること。

(2) 二肢以上に麻痺等があること。

(3) 認定調査票における次の(一)から(四)までに掲げる調査項目について、それぞれ(一)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(一) 2-5 「2. 何かにつかまればできる」又は「3. できない」

(二) 2-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(三) 4-5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(四) 4-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に伴う実施上の留意事項について

平成18年10月31日 障発第1031001号 障害保健福祉部長通知(最終改正:平成25年3月29日)

## 第二の2 介護給付費

### (2) 重度訪問介護サービス費

#### ① 重度訪問介護の対象者について

区分4以上に該当し、二肢以上に麻痺等がある者であって、認定調査票(区分省令別表第1の認定調査票をいう。)における調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「できる」(「歩行」にあっては「つかまらないでできる」)以外に認定されている者

#### ② 重度訪問介護サービス費の算定について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。

したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

## (参考) 支援費制度における取扱い

指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について  
平成15年3月24日 障発第0324001号 障害保健福祉部長通知(最終改正:平成17年3月18日)

### 2居宅介護支援費

#### (6) 日常生活支援の取扱いについて

##### ① 日常生活支援の支援費基準の適用について

日常生活支援が中心であるサービスとは、日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助が比較的長時間に渡り、断続的に提供されるような支援をいう。

したがって、日常生活支援については、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の支援費を算定することはできないものであること。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

なお、日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者であっても、例えば食事や入浴の時間帯には身体介護を、それ以外の時間帯に家事援助等のサービスを希望するものについては、身体介護と家事援助等の支援費を算定することができるものであること。

##### ② 日常生活支援の対象となる全身性障害者について

日常生活支援の対象となる全身性障害者については、「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」(平成12年3月24日障企第16号・障障第8号2課長連名通知)にお示ししている「両上肢、両下肢のいずれにも障害が認められる肢体不自由1級の者及びこれと同等のサービスが必要であると市町村が認める者」であること。